

入間市職員の育児休業等に関する条例及び入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第50号）

## 1 改正理由

令和3年8月に人事院から「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が示され、このうちの「育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項」について、令和4年10月1日の施行が予定されています。これに関し、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、また、国家公務員においても同様に法改正がなされ、さらに人事院規則（育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等関係）が改正されました。（共に令和4年10月1日施行予定）

これらの改正を受け、市職員の育児休業及び育児参加のための休暇を規定する各条例に、人事院規則に準じた所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 入間市職員の育児休業等に関する条例の改正内容（第1条関係）

#### ア 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないとの要件を、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に緩和する。

#### イ 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日または2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

#### ウ その他

再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するとともに、改正に伴う条すれ等に対応するための所要の措置を講ずる。

### (2) 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正内容（第2条関係）

#### ア 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

育児参加のための休暇（特別休暇）の対象期間を、子が1歳に達する日までに拡大する。（現行：産後8週間を経過する日まで）

## 3 施行日 令和4年10月1日